

職発 0610 第 1 号  
平成 23 年 6 月 10 日

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長 殿

厚生労働省職業安定局長



「青森県及び茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件」の制定について

東日本大震災による被害に対する障害者雇用納付金に係る申告書の提出、納付又は徴収に関する期限（以下「納付期限等」という。）の延長措置については、「「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件」の制定等について」（平成 23 年 3 月 24 日付け職発 0324 第 8 号。以下「延長通知」という。）により通知したところであるが、本日、別紙のとおり、「青森県及び茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件」（平成 23 年厚生労働省告示 180 号）が告示された。

その内容は下記 1 のとおりであるので、下記 2 の内容と併せて御了知の上、貴機構の職員へ周知するとともに、実施に当たっては遺漏なきよう取り扱われたい。

記

- 1 青森県及び茨城県の地域内に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金の延長後の納付期限等は、平成 23 年 3 月 11 日から同年 7 月 28 日までにその期限が到来するものについて、同年 7 月 29 日（以下「本件期限」という。）とすること。なお、本件期限までに納付金の申告又は納付ができないと認める場合には、事業主の申請により、期日を指定して当該期限を延長すること。  
また、岩手県、宮城県及び福島県の地域内に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金の延長後の納付期限等は、別途これらの県における災害の状況等を踏まえ定められること。
- 2 本件期限到来後は、青森県及び茨城県の地域内に主たる事務所の所在地を有する事業主に係る障害者雇用納付金についても、一定の要件に該当すれば、延長通知記の 2 の「個別の申請による障害者雇用納付金の納付猶予措置」の対象となるので、このことについて 1 の内容と併せて周知を図り、相談に応じるなど、事業主に対し適切な対応をすること。

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

次

## 〔省令〕

○東日本大震災に對処するための地方公務員等共済組合法の特例等に関する省令(総務五四)

○東日本大震災に對処するための国家公務員共済組合法の特例等に関する省令(財務二七)

## 〔規則〕

○警備業の要件に關する規則等の一部を改正する規則(国家公安委一〇)

〔国会事項〕  
〔人事異動〕農林水産省共済組合定款の一部変更  
会社その他  
関係

## 内閣 法務省

○電子署名及び認証業務に關する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件(総務・法務・経済産業三)

○戸籍が滅失した件(法務二九九)

○日本国政府、中華人民共和国政府及び大韓民国政府の間の三者間協力事務局の設立に関する協定の署名に関する件(外務一九七)

## 労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく關係事業主を表す者の候補者の推薦について(厚生労働省)

平成二十三年度裁判所職員(家庭裁判所調査官補)採用I種試験(試験地那覇市)の再実施の公告(同)  
平成二十三年度裁判所職員(裁判所事務官)採用II種試験(試験地那覇市)の再実施の公告(同)  
平成二十三年度裁判所職員(家庭裁判所調査官補)採用I種試験(試験地那覇市)の再実施の公告(同)  
平成二十三年度裁判所職員(家庭裁判所調査官補)採用I種試験(試験地那覇市)の再実施の公告(同)

## 〔公 告〕

## 諸事項

官庁  
押収物還付、有権者申出方、司法書士懲戒処分、鉱業法第一八九条、公示送達、建築士懲戒処分関係裁判所  
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係特殊法人等  
農林水産省共済組合定款の一部変更

○総務省令第五十四号  
東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十四年法律第四十号)を実施するため及び地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十二号)第二百四十六条の規定に基づき、東日本大震災に對処するための地方公務員等共済組合法の特例等に関する省令を次のように定める。

平成二十三年六月十日

総務大臣 片山 善博

○地共済法の死亡に係る給付の決定の請求の特例  
東日本大震災に對処するための地方公務員等共済組合法の特例等に関する省令

第一条 地方公務員等共済組合法施行規程(昭和三十七年總理府・文部省・自治省令第一号。以下「地共済規程」という。)第一百一条(地方公務員等共済組合法施行規程(昭和三十七年自治省令第二十号。以下「地共済規則」という。)第十ニ条の十第一項において準用する場合を含む)の規定により行う支払未済の給付の請求は、地方公務員等共済組合法(以下「地共済法」という。)による給付の支払を受けるべきで、その者でその支払を受けなかつたものが東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(以下「法」という。)第二十一条に規定する状態に該当するものであるときは、地共済規程第二百二条第二項第一号(地共済規則第十ニ条の十第一項において準用する場合を含む。)に掲げる書類に代えて、その者が行方不明となつた事実又は死亡した事実を明らかにすることができる書類を併せて提出しなければならない。

2 地共済規程第二百十二条の規定により行う埋葬料及び家族埋葬料の請求は、組合員若しくは組合員であった者は組合員の被扶養者が法第二十一条に規定する状態に該当するものであるときは、地共済規程第二百十二条ただし書に規定する死亡の事実を証明する書類に代えて、これらの者が行方不明となつた事実又は死亡した事を明らかにできる書類を併せて提出しなければならない。

## 国家試験

## 省令

